確定申告等に関して

税理士の紹介

①税理士の紹介

説明資料でも述べたように、税理士の資格の無い者は、税務に関するアドバイスはできません。そのため、当社では、ライバーの方の確定申告の代行業務や税務相談に応じることはできません。

https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/ihan/qa02.htm#a2-1

そこで、当社が紹介できる税理士の方をこちらに掲載します。 相談したい税理士の方に連絡をとってください。

もちろん、ここに掲載されている税理士以外に相談できないわけではなく、 自分の知り合いや別途探した税理士の方に相談されてもかまいません。

②税理士紹介 目次

目次

- (1)アクタス税理士法人
- (2)税理士法人TM総合会計事務所
- (3)小嶋敏夫税理士事務所
- (4)セブンセンス税理士法人

連絡の際には、「17 Media Japanからの紹介」と伝えてください。

依頼内容をヒアリングした上で、業務を受けるかどうかを決めるため、受けられない場合があることは予めご了承ください。 また、受けられる人数にも限りがあります。

(1)アクタス税理士法人

アクタス税理士法人 荒川事務所

<連絡先>

116-0002

東京都荒川区荒川3-21-2-105

HP: https://www.actus.co.jp/

TEL: 03-3802-8101

FAX: 03-3805-2070

Mail: info@actus.co.jp

連絡先:藤田益浩、鈴木悠造、渡邉裕也(いずれかにご連絡下さい)

費用:所得内容に応じて要相談

諸条件:① ライバー収入に関しては指定フォーマットにご記載いただきます。

- ② こちらの事務所までお越しいただける方、歓迎。
- ③ 上限定員を先着20名様までとさせていただきます。 定員を超えた場合にはお断りさせていただく事がございますので、 ご了承下さい。



明治通り沿い、荒川区役所の対面になります。



事務所は1Fになります。アクタス税理士法人の看板が目印です。

(2)税理士法人TM総合会計事務所



税理士法人TM総合会計事務所

住所:東京都文京区音羽1-17-18 護国寺SIAビル8階

HP:http://www.tm-taxcpa.jp/

TEL: 03-5940-7325

Mail:tr@tm-taxcpa.com

※専用メールとなっています。

費用:

個々の内容に応じて要相談(50,000円(税抜)~)

諸条件:

- ①確定申告のご案内をお送りしますので、必要事項を記入の上、関連証憑(領収者や請求書)と一緒に返送していただきます。
- ②申し込みは1月末まで、資料の返送は2月15日を期限とさせていただきます。

(3)小嶋敏夫税理士事務所



小嶋敏夫税理士事務所

住所:東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル1階

TEL:03-5940-7325 090-9681-0643

Mail: toshio.kojima@kojima-tax.com

費用:給与所得・雑所得のみの場合 70,000円(税抜) 左記以外の場合には応相談

諸条件:① ライバー様の基本情報をこちらの事務所所定のExcelフォーマットにてご提出頂きます。

- ② ライバー様の収入・費用をこちらの事務所所定のExcelフォーマットにてご提出頂きます。
- ③ 給与所得のある方については年末調整済であること。年末調整未済の場合には、追加報酬 20,000円(税抜)とさせて頂きます。
- ④ 確定申告書は上記②の収入・費用に基づいて作成します。
- ⑤ 1月末日までに上記①②及び源泉徴収票(給与所得がある方)をご提出頂いた方については、 弊所の報酬を40,000円に優遇致します。それ以外の方は、2月15日までにご提出頂きます。
- ⑥ 確定申告に関するお問い合わせはメールのみとさせて頂きます。(ご質問の趣旨が分からない場合など 必要に応じてこちらの事務所から電話させて頂くこともあります。)

(4)セブンセンス税理士法人



セブンセンス税理士法人(セブンセンスグループ)

拠点情報(グループ)

東京(赤坂·上野·銀座·外神田)、 千葉(若葉·中央)、静岡、山陰、石垣島 HP: https://seventh-sense.co.jp/

Mail: <u>bpo@001.seventh-sense.co.jp</u>

TEL:03-4455-7878(17Live専用窓口)



費用:30,000円(税抜)※給与所得・雑所得のみの場合 オプション対応別途

諸条件:

- ① お申し込み時、基本情報をWebフォームにてご入力
- ② 収入・経費等を弊社指定のExcelフォーマットに記載、指定領域にアップロード
- ③ 上記以外の収入(株式・不動産等の売却益etc.)、年末調整されていない所得控除・税額控除の計算 (住宅ローン控除の適用(初年度)、医療費控除etc.)、別途御見積の上対応いたします
- ④ お客様へのご連絡は原則としてメールにて行います。また、資料のお預かり・ご提供はデータ(PDF・画像ファイル)で行います
- ⑤ 資料のご提出期限 2月29日

税金に関して、Web上でのご質問対応サービス・FAQのご提供を予定しています ご興味のある方はまずはメール(<u>bpo@001.seventh-sense.co.jp</u>)でお問い合わせください